(九)　都道府県は厚生労働大臣に対し、(二)の(4)に掲げる事項の達成の状況を、保健所設置市等は都道府県に対し、(三)の(4)に掲げる事項の達成の状況を、それぞれ毎年度、報告しなければならないものとし、当該報告を受けた都道府県は、速やかに、当該報告の内容を厚生労働大臣に報告しなければならないものとした。（第一〇条第一一項及び第一八項関係）

(五)　厚生労働大臣及び都道府県は、(九)の報告を受けたときは、必要に応じ、その内容を公表するものとした。（第一〇条第一二項及び第一八項関係）

(二)　医療機関、病原体等の検査を行っている機関及び宿泊施設の管理者は、予防計画の達成の推進に資するため、地域における必要な体制の確保のために必要な協力をするよう努めなければならないものとした。（第一〇条第一九項関係）

4　都道府県連携協議会

(一)　都道府県は、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制の整備を図るため、都道府県、保健所設置市等、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体及び消防機関その他の関係機関により構成される協議会（以下「都道府県連携協議会」という。）を組織するものとした。（第一〇条の二第一項関係）

(二)　都道府県連携協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、都道府県及び保健所設置市等が定めた予防計画の実施状況及びその実施に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るものとした。（第一〇条の二第二項関係）

(三)　都道府県は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表（新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症が発生した旨等の公表をいう。以下同じ。）が行われたときは、都道府県連携協議会を開催し、当該感染症の発生の予防及びそのまん延を防止するために必要な対策の実施について協議を行うよう努めるものとし、協議が調った事項については、その構成員は、その協議の結果を尊重しなければならないものとした。（第一〇条の二第三項及び第四項関係）

5　電磁的な方法による届出等の努力義務等

(一)　都道府県知事及び保健所設置市等の長（17を除き、以下「都道府県知事等」という。）は、医師等の届出の内容を、電磁的方法により厚生労働大臣等に報告等しなければならないものとした。（第一二条第二項～第四項、第一三条第三項～第五項、第一四条第三項、第一四条の二第四項並びに第一五条第一三項及び第一四項関係）

(二)　届出をすべき一部の感染症指定医療機関の医師等は、電磁的方法であって、報告等をすべき者及び当該報告等を受けるべき者が閲覧することができるものにより当該届出を行わなければならないものとした。（第一二条第五項並びに第一四条第四項及び第一〇項関係）

(三)　届出をすべき医師等（(二)の医師等を除く。）は、電磁的方法であって、報告等をすべき者及び当該報告等を受けるべき者が閲覧することができるものにより当該届出を行うよう努めなければならないものとした。（第一二条第六項、第一三条第六項並びに第一四条第四項及び第一〇項関係）

6　疑似症サーベイランスの拡大

厚生労働大臣は、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の疑似症の一部であって当該感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であるものが発生し、又は発生するおそれがあると認めたときは、その旨を都道府県知事に通知するものとし、その通知を受けた都道府県知事は、当該都道府県知事が管轄する区域内に所在する指定届出機関以外の病院又は診療所の医師に対し、当該感染症の患者を診断し、又は当該感染症により死亡した者の死体を検案したときは、当該患者又は当該死亡した者の年齢、性別等の事項を届け出ることを求めることができるものとした。この場合において、当該届出を求められた医師は、正当な理由がない限り、これを拒んではならないものとした。（第一四条第七項及び第八項関係）

7　厚生労働大臣による健康監視業務の代行

(一)　厚生労働大臣は、都道府県知事等から要請があり、かつ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の規定により当該都道府県知事等が処理することとされている事務の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県又は保健所設置市等における新型インフルエンザ等感染症等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該都道府県知事等に代わって自ら検疫法第一八条第四項に規定する者に対し、健康状態の報告の求めや質問の措置を実施するものとした。（第一五条の三第五項関係）

(二)　厚生労働大臣は、(一)により都道府県知事等の事務を代行するときは、その対象となる者にその旨を通知するものとし、厚生労働大臣は、当該報告又は質問の結果、健康状態に異状を生じた者を確認したときは、直ちにその旨を都道府県知事等に通知するものとし、当該通知を受けた都道府県知事等は、当該職員に必要な調査等をさせることができるものとした。（第一五条の三第六項及び第七項関係）

8　都道府県と一般市町村の間の情報共有

(一)　都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症と認められなくなった旨等の公表等（以下「新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等」という。）が行われるまでの間、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報に対する住民の理解の増進に資するため必要があると認めるときは、市町村長に対し、必要な協力を求めることができるものとした。（第一六条第二項関係）

(二)　都道府県知事は、(一)の協力の求めに関し必要があると認めるときは、個人情報の保護に留意した上で、当該市町村長に対し、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者の数、当該者の居住する市町村の名称、当該者がこれらの感染症の患者又は所見がある者であることが判明した日時等の情報を提供することができるものとした。（第一六条第三項及び第四項関係）

9　診療に関する学識経験者の団体に対する協力要請等

厚生労働大臣及び都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、感染症の患者の病状、数その他感染症の発生及びまん延の状況並びに病原体等の検査の状況を勘案して、当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を定め、診療に関する学識経験者の団体に対し、当該措置の実施に対する必要な協力を求めることができるものとした。（第一六条の二第一項関係）

10　公的医療機関等の医療の提供の義務等及び医療措置協定

(一)　都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの期間に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療法第七条の二第一項各号に掲げる者が開設する医療機関、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康安全機構及び国その他の法人が開設する医療機関であって厚生労働省令で定めるもの（以下「公的医療機関等」という。）並びに地域医療支援病院及び特定機能病院の管理者に対し、次に掲げる措置のうち当該期間において当該医療機関が講ずべきもの及び当該措置に要する費用の負担の方法その他の事項について、通知するものとした。（第三六条の二第一項関係）

(1)　新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させ、必要な医療を提供すること。